

譲渡し申込み等に関する注意事項

申込みについて

- 1 個人で譲渡会に申込みできる猫の数は1人につき成猫1匹です。ただし、子猫（生後6か月程度）であって兄弟姉妹猫がいる場合は、1人につき2匹まで申込みが可能です。写真展示のみを申込む場合は、成猫子猫問わず2匹まで申込みが可能です。
- 2 団体として譲渡会に申込みできる猫の数は1団体につき成猫2匹までです。ただし、子猫（生後6か月程度）であって兄弟姉妹猫がいる場合は、1団体につき3匹まで申込みが可能です。写真展示のみを申込む場合は、成猫子猫問わず3匹まで申込みが可能です。
- 3 団体及び個人の両方で個体展示の申込みはできません。ただし、団体及び個人が個体展示と写真展示の両方を申込むことはできます。その場合はそれぞれ譲渡申込書を提出してください。
- 4 申込が多数の場合は、市で審査のうえ抽選を行い、展示の可否について申込者全員に通知します。
- 5 大阪府動物取扱業（第一種、第二種）の登録または届出をしている団体または個人については、八尾市から大阪府に確認する場合があります。

展示について

- 6 猫の展示にかかるケージをはじめ必要物品は譲渡し人で用意してください。保健所では物品を用意できません。
- 7 譲渡会当日の3日前までに必ず猫の駆虫を行ってください。
- 8 譲渡会当日において、展示予定の猫が体調不良等の場合は展示できません。代わりの猫は展示できません。
- 9 譲渡会当日は猫をケージから出さないでください。
- 10 展示した猫に対して譲受け希望者が複数いる場合は、申込者が審査し、譲受け人を決定してください。
- 11 会場内の取材、撮影、録音その他これらに類する行為は禁止です。
- 12 会場内では、寄付・勧誘等の活動は一切禁止です。
- 13 その他、市職員の指示に従わない場合は退場していただくことがあります。